

一週 最高 五十二時間
適用除外令

- 1 漁業、農業及家事従業員
- 2 新聞及日刊々行物従業員
- 3 腐敗し易き魚類、果物及野菜類の運搬従業員
- 4 季節的労働者

二、最低労働賃金制

官公營及民營事業に従事するもの全部に適用す

一時間 金 貳 拾 錢

適用除外例

- 1 婦人及未成年労働者
- 2 農業及家事従業員

三、労働統制委員會制

目的

- 1 毎年度の労働時間及最低労働賃金の査定
- 2 労働時間制及最低労働賃金制適用除外例に関する對策決定

- 3 労働統制の調査機關たること
- 4 労働統制に必要な法規の立案
- 5 労働統制法規に関する政府の諮問答申

構成

- 1 政府代表者 六 名
- 2 労働者代表者(各三名) 六 名
- 3 雇傭主團體の選出する委員 六 名
- 4 労働團體の選出する委員 六 名

機關

- 1 委員總會
- 2 常任委員會(但シ常任委員は各派ヨリ均等に選出サレタル者ヲ構成ス
委員總會は公開すること)

四、労働統制局の設置(本官制は労働統制法規制定と不可分なるが故に茲に掲ぐ)

- 1 労働統制委員會との連絡事務
- 2 労働統制法規に関する行政及監督事務